

110

六月二十一日會談

六月十九日「ウエルズ」會談

1834

六月十九日「ウエルズ」次官ヲ往訪シテ立花海軍中佐問題ノ解決ニテ謝意ヲ表シタル處、「ウエルズ」ハ貴大使ヨリ特別ノ「レクエスト」カアリ、且貴大使カ日米通交調和ニ「アーネストエンチヴァ」ヲ行ハレ居ルコトヲ考慮シ、證據確實ナルモノアルニ拘ラス即刻謝ノ條件ノ下ニ本件ヲ結末シタ旨語ツタ。

余ヨリ目下懸案ノ諒解案ニ付テモ余ハ成功ヲ確信シテ努力シツツアルモノテアル、若シ成立スレハ幾百萬ノ生靈ハ必ス喜フト申シタ處處モ同意ノ態度ヲ示シタ。

六月二十一日通商使官ヲ往訪、成病床ニ在リ。今日遂進行シタルモノヲ、懸案ハ懸案トシテ書殘シツツアル米案ヲ受取ツタ。長官ハ更ニ從來ト同シコトヲ繰返シテ「ヒットラー」ハ歐羅巴ノ十五ヶ國ヲ

外務省

(日本標準規格B5)

114

297

109

1834

ナリ米國ハ支那ノ通商ニ於テ極端別トナルコトカ指氣チアルトモ此ノ日彼ハ自衛權ニ付テハ強忍シテカノタカ、太平洋ノ平和ヲ維持シ得ルヤウニナレバ、ヤカク世界平和ヲ促進（「フアンリット」）スルコトニナリ、自分ハ誠意此ノ問題ニ語り何等強引スルトコトナキモ今ヤ病床ニ在リ、ドウカ貴大使ヨリ今一紙東京一電報シテ東京ノ新聞ヲ確カメフレ度イト申スカフ、余ヨリサウ言フコトニハ固ミ斯カク「ト」言ヒ退ニ話ヲスルコトニシタ。

外務省

(日本標準規格B5)

113

296

112

六月二十三日調訓

1834

至リシガ、之ハ日本トシテハ承服シ難シト申シタル處、受旨ハ、米
 穀ハ日本ヲ困ラセ度クハナイシ、又日本ノ爲ニ米穀ガ困ラサレ度ク
 ナイト語ツカ。
 防共駐兵ニ關スル當方ノ主張ニ對シテハ長官ハ、日米間ニ話カ附イ
 テキ日支間ニ話カ過ラズ不一致トナツテハ米ノ立場ハ困ルト申シカ。
 其ノ申支那ニ於ケル留商上ノ懸差別主義ノ關係文書ニ付テモ種々話
 合ツカ。
 六月二十三日左ノ要旨ノ調訓ヲシタ。
 五月二十一日先方提出ノ諒解案ニ付調訓令ノ要旨ニ依リ折衝ヲ處
 ネタルガ本使十五日臥床中ノ長官一八日以來療養中ニ會見セカ
 ル際、長官ハ米穀情報ニ依レバ東京ニ日米諒解ヲ欲セザル有力者

外務省

(日本標準規格B5)

116

299

111

六月二十二日會談

1834

征服シタカ、ソレニ満足セヌ更ニ他ノ國ヲ征服セントシテ居ル。之
 ニ對シテ「レジスト」スルハ自衛上當然テアルト申シ、歐洲ハ今ヤ
 漸進組織ノ上ニ立ツテ居ル、次ヲ來ルモノハ「アナキ」ト「パン
 クラブシー」ナル。之ヲ考ヘテモ太平洋ノ平和ヲ維持スル必要ア
 ルハ申迄モナイ。茲カ東京ニハ日米諒解ヲ今ノ「ライン」ニテヤル
 コトニ反對スル者アル旨報ヲトシテ報告ニ接シテ居ル。仍テ何トカ
 日本政府ニ於テ誠意ヲ示サレルコトヲ希望スルト話シタ。余ハ例ニ
 依ツテ強ク其ノ無禮ナルヲ告ケ、余ハ政府ノ調令内ニ於テ折衝シツ
 ツアル旨ヲ説明シテ置イタ。
 六月二十二日國務長官ヲ謁見ニ往訪シ、前日受取ツタ書類ニ付三國
 調令ニ關連シテ自衛權ヲ主張セラレ、米穀政府カ附屬文書ヲ作ルニ

外務省

(日本標準規格B5)

115

298

114

1834

事内ニ送ル真甲ス、兼中、自衛備及支那事變和平條件（通商無差
 別待遇ノ件）ニ關シ先方主成ノ趣旨ヲ交換公文ニテ取極ノ度キ甲
 出アリタルモ右内容ハ帝國トシテ到底容認シ難キモノナルヲ以テ
 本使ハ昨二十二日夜長官ニ會見、之ヲ本國政府ニ傳達シ得サル旨
 申入レ置キタリ。
 或成ノ主成ハ風雲ノ遊ニ付開キアル處、殊ニ第一款の取ニ對スル
 本ノ自衛備ト三國同盟ノ關係ニ付先方ハ萬方ノ主成ニ承服セズ、
 第二防共止兵ニ付テハ日支和平條件ニ介入セズト得シツツ一面第
 三國ノ主成ニ關係アリト言ヒ難色アリ、第三條案上ノ諸邊別主義
 ハ「ハル」長官ノ信條ニシテ本國ノ汎米政策ハ之ナリト言ヒ、之
 ヲ支那及太平洋全面ニ及ボシ日本ハ夫ヲ所ナキノミナラス日本ノ

外務省

(日本標準規格B5)

118

301

113

1834

了ル旨ヲ語リ且日本ハ歐交調整ヲ重視スルモノニ非ザルベシト違
 ベ本使ノ教諭ニ依リ帝國政府ニ經過ヲ報告セラレ帝國政府ニ調整
 ノ確意アリヤ否ヤヲ今一應確カメラレ度シトノ希望ヲ申出デタル
 ヲ以テ本使ハ米政府入手ノ情報ヲ取ルニ足ラザル旨及本使ハ訓令
 内ニ於テ折衝シテ了ル旨ヲ強ク説明シ具体案ヲ得ザル限り請訓ノ無
 意味ナルヲ述ベ爾來折衝ヲ重テ二十一日長官ヨリ先方提案ト共ニ
 「オーラル・ステートメント」ヲ受取リタリ。
 「此ノ「オーラル」ハ外相ヨリノ訓令ニ依リ交渉ノ上先方ハ
 撤回ヤリ」
 米案ハ *unofficial exploratory and without commitment* ト斷ハリテ、
 リテ御訓令ノ趣旨ト懸離レ本使トシテモ甚ダ不満足ナルヲ前記ノ

外務省

(日本標準規格B5)

117

300

116

1834

日本政府ノ與越ヲ離カノントシツツアル際解セラルル即)多シ
 本件ニ關スル日本ノ王位ニ感觸アルモ折衝ノ餘地ナキニ非ザルト
 暗殺ノ用分ニ關シ本使トシテハ今直チニ交渉ヲ行切ラサル方有利
 ト認ムルモ若シ中央ニ於テ打切ノ御度決アルニ於テハ本政府ハ以
 金銀結、ニムバーゴノ強化等強硬策ヲ遂行スルニ至ルコト
 殆ド確定ナルヲ以テ併セテ威嚇ノ場合ニ處スル對策必要ナリト
 信ス

(日本標準規格B5)

120

303

外務省

115

1834

實力ヲ以テスレバ率口有利ト思フト欲返シ得レリ、何レモ越越ナ
 ルガ元方ガ扱方固ニ國交調整ノ熱意アルコトヲ正當ニ認服スルニ
 於テハ尚折衝ノ餘地ナキニ非スト認メ得レリ、而シテ我方ハ第二及
 第三ニ付テハ日支直接交渉ノ和平條件ナルヲ以テ不慮ノ答返ヲ認
 メザル邊前ヲ採リ得ルモ元方ハ時ニ不慮ノ王位ト反スルコトヲ
 慮スル譯ニ行カスト強硬ニ主張ス
 資金銀結ヨリ日本ヲ除外セルコト、海軍士官等ヲ遠送ニ收引ヘ
 ルコト及臥床中長官ガ三度本使ヲ引越セルコト具ノ他ノ事情ニ照
 ラシ國交調整ニ對スル大統領意ニ具ノ調近及國務院員ニ同感感ア
 リト認ムルモ最近本大使館及駐青財界方面具ノ他ヨリ日本政府ノ
 誠意ヲ疑ハシムル附報頗々トシテ人平シアル為不測ハ何トカンテ

(日本標準規格B5)

119

302

外務省

六月二十九日
九日意見
具申

1834

六月二十九日余ヨリ意見ヲ具申シタ中ニハ次ノコトヲ言フ所居ル。
米政府ニシテ日米疎解ノ望ヲ失フニ至ツタ場合日米關係ノ改善工
作ハ、ソノ進ル道ハ自然ニ經濟開交、續イテ我カ南方ヘノ進出ト
ナリ、進ニハ英米トノ衝突トナル惧多分ニ之アルベシ、斯カル事
態ニ於テ日本ト益米諸邦及英領各地トノ交通貿易亦維持シ難ク結
局凡テ開交ハ斷絶スベキモノト思ハル。

七月三日
意見具申

117

七月五日

七月三日意見具申ノ際ニハ
此ノ際南方武力行使ヲナス御決意ナリトセバ日米關係調節ノ要素
ハ全然無キモノト思フ(申略)此ノ際米國ニ對シテ何等カノ手ヲ
打ツコトヲ必要ト思フ旨述ベテ置イタ。

七月四日「バレンタイン」參事官ヲ招キ公平ナル基礎ノ下ニ日米國

外務省

日本標準規格B5)

121

304

「ハミルトン」
訪トシテ

1834

118

交調整ヲナス根本義ニ付テハ我カ政府ニ於テ具存ナキ旨「ハル」長
官ニ傳ヘシメタ。五日「ハミルトン」「バレンタイン」ヲ同時東
訪。「ハル」長官ニ御申出ノ趣旨ヲ傳ヘタル處、元來米國政府ハ太
平洋ノ平和維持ト云フコトカ日米疎解ノ根本ヲナシテ居ル。然ルニ意
々日本ハ蘇聯ニ對シテ開戦スルトノ情報ガアル、之ハ昨日大統領ニ
テ報告シタ。又「グルー」大使ニ對シテハ日本政府ノ意向ヲ確メル
ヤウ電報シタリト申シ、次ニ二、三ノ新聞切抜ヲ示シ、ソレニ依ル
ト日本ハ二週間内ニ或ハ南進ヲ開始シ、先ツ西貢灣リヲ占領シ、海
陸ニ航空基地ヲ求メ、一方緬甸陸ヲ進軍スルト共ニ他方南進新嘉坡
及蘭印ニ進ム準備ノ整ヲ起ハ成ベク英米トノ衝突ヲ回避シ、又之ニ
依テ米國海軍ヲ太平洋ニ牽制シ、獨乙ニ南京政府承認ノ代價ヲ拂フ

外務省

日本標準規格B5)

122

305

120

1834

トナルヲ以テ余ハ日米諒解ヲ成立セシメント努力シテ居ル次第デア
 ル、日本人ハ戦争ニ對シテハ他途憚重デアリ、若干ノ例外ヲ除イテ
 ハ日米戦ヲ望ム者ハ殆ドナイト云ツテ宜イ、米國人ハ之ト異リ戦争
 ヲ輕ク見ル風ガアル、數ヶ月ニシテ日本ヲ破リ得ルト盲信スル者ス
 ラアル、余ハ米國ノ責任當局者ハソソコトハ考ヘテ居ラナイト云
 フコトヲ承知スルカ、日本カラ見レバ樂觀ヲ許サナイコトデアル故
 ニ何トカ諒解點ニ到達スルノ必要ヲ感ズルト答ヘタ處、「ハ」ハ今
 日ハ哨長官ノ使トシテ來タモノデアルト言ツテ居ツタ。

外務省

(日本標準規格B5)

124

307

119

1834

云々ト書イテアルコトナド語レルヲ以テ、余ハ其ノ新聞ハ自分モ一
 讀シタ。余ハ未ダ何等ノ情報ニモ接シテ居ランガ、貴國ガ藤介石ヲ
 援ケテ財的援助ヲナシ、飛行機、軍需品等ヲ送り、又「パイロット」
 等モ遣ル以上、日本ガ之ニ對抗スル手段ヲ探ルハ必然已ムヲ得ザル
 コトデアアル。既ニ長官ニモ申シタガ、曩ニハ南洋ニ艦隊ノ巡航スル
 アリ、各方面ニ武官ヲ派遣サレ、且蘭印、英領等ノ軍務當局トノ會
 談ノ内容トシテ新聞ガ種々ノコトヲ傳ヘルモノアル外、以上ノ方面
 テハ軍備ノ増強モアル模様デアアル、ソノ上「アリニューシヤン」ノ助
 備ヲ堅クシテ蘇聯トノ相互援助ノコトスラ云々シテ居ル、之軍需的
 ニハ日本ニ對スル包圍デアリ、ソノ上「エンバーゴ」ヲ油ニ施及
 ボサントノ情報ガアル、斯ノ如キ形勢ガ進展シテハ平和ノ維持困難

外務省

(日本標準規格B5)

123

306

七月八日 1834
意見具申

121

七月八日に出シタ意見ノ中ニハ次ノヤウナコトヲ言フ所アリ
交渉カ停頓ニ到ルハ遺憾ナリト云フ所アリ。又ハ日本ハ
多事ニ臨ムルニ至リテ此ノ際出現スルコトモアルベク、之カ爲ニハ
日蘇議約ニ重キヲ置カザルニ付見ルモモテ、或ハ北ノ露國
萬ニ巨歩ヲ進ムルコトアルベク、之ハ露國ノ威威ニ一政スルト見
テ吾ルモモアル。斯ノ如キ情勢ノ下ニ於テ本國カ太平洋ノ平和
維持、俄國ノ不協定ヲ糾束スルハ遺憾ナリトナシ、加フルニ日
本政府ノ威威ヲ維持シテ小評議スル者スアリ、然ル所調協定言ハ
日本京解明通ヲ重説スル旨通ニスルニ付テ、又調面丁洋
カ其ノ後シテ通商ニ進ニス邊近シタ印求モ亦同ジク、大流調ニ於

外務省

(日本標準規格B5)

125

308

1834

七月十五
ロ「ハミル
ト」來カ

122

アセ同僚ナル言聞及ンテ活リ、又海軍方面モ誠シク之ニ賛成シテ
若ルト云フヤウニ思フレドモ、大ハ諸國ノ政治上、海防上諸然ノ
コトアルト思フケレドモ、ヨリトテ、或ハ比ノ露國レカ彼然タル
態度ヲ維持スルニ於テハ彼等ニ所レ來ルニ付ハ理或當スルコト
カ出来ナシ。或ハ露國ノ三編(自衛備、陸兵用、海軍上ノ職
能別主義)ニ關シテ、方ニ於テモ更ニ河トカ丁大ヲ提フシタル上先
方ト連合ヲ取り合キテ夫ハザルヤウ致スベキモ未だ露國ノ調停ニ
付河分ノ露旨示ヲ得度イ。

外務省

(日本標準規格B5)

126

309

124

1834

必要ヲ認めナイ、ソレハ條約ニ書カレテ居ル通りデアル。「ハル」
 長官ニ對シテモ日本政府ハ、米國ガ將來行ハントスル所ハ一切ノ目
 録ノ説明ナリト認メ認守スルコトハ出来ナイ、個々ノ場合ヲ吟味
 スル外ナシト御話シテコトモアリ、元來米國ハ國防上最モ安全デア
 ツテ他國ヨリ攻撃ヲ受ケル事ハナイ。サウシテ加奈陀トハ別懸ノ間
 前、英國ハ諸洲ト同様、巴拿馬以北ハ勿論、以用テ漸次米國ノ勢力
 圍トナリ國防上ノ安全ハ日本ト同日ニ論ジ難イト、曾テ「ハル」長
 官ニ話シテコトヲ繰返シテ申シタ處、向人等ハ「ハル」長官ノ論旨
 ヲ感ベテ居ツタ。

外務省

(日本標準規格B5)

128

311

123

1834

報ガアル、ソノ真相ヲ本リ度イト申シタカフ、余ハ右ハ新聞報道ニ
 依ツテ承知シ居ルダケデアルガ、併シ英米ノ艦隊援助強化、英、米
 兩國ノ協力及米艦ノ協力等ニ依ツテ日本ハ漸次包圍セフレツツアル
 狀態ニアリ、此ノ際右ノ如キ事アリトアルハ何等感カナイ。現ニ米
 國ハ「アイヌランド」ヲ占領シ、又「ダガール」「アソールレス」等
 ニ手ヲ着クル等ノ事アルニ比較スレバ日本ガ假ニ此ノ通り實行シテ
 モ取テ不忠誠ハナイ。尤モ本國政府ニ尋ネテ何分ノ回答ヲスベシト
 願ベタ。

次ニ「ハ」ハ米國ガ参戦シタ場合ニ日本ガ米國ト戦フベシ、該伊ト
 ノ同盟條約以外無効アリヤト尋ネタルヲ以テ、余ハ、ソレハナカル
 ベシト思フガ條約第三條ノ後ハ發生スル、該條ノ詳細ハ東京ニ問

外務省

(日本標準規格B5)

127

310

126

七月二十三日
狀況報告

1834

七月二十三日附發電報中ニ次ノヤウナ狀況報告ヲシタ。

我レ兩道ノ場合日本關係ニ及ボス影響ニ付テハ屢次申進セシ感、今日其ノ影響ハ可ナリ餘慮度ヲ以テ進展シ國交漸進一歩手前迄進ムノ大ナリ。月曜日ノ總務次官及若杉公使ノ會談ニ依リ華艦ノ急進ヲ感シ火曜日次官ニ會見ヲ申込シタ處、水曜日午後三時會見ノ豫定ナル。昨夜急ニ旅行先ヨリ歸華セル一關係ニ面會シタ處、岡氏モ、「ハル」長官ハ保養中テアリ「ウエルズ」モ困却シテ居ルト付ツテ如何トモ致シ難イヤウナ口吻テアツタ。余ノ所見ヲ問フヲ以テ余ハ適宜希望ヲ失ハス所信ニ從ヒ被答ヲ盡スト答ヘテ置イタ。國交漸進一歩手前迄行クモノト思ハレル。當方面對日空氣急變ノ原因ハ我レノ兩道ニアルト思フ。兩道ハヤカチ新嘉坡、蘭印ニ迄進ムテアラウ

(日本標準規格B5)

130

313

外務省

125

七月十九日
豐田大
返電

1834

七月十八日
「ウエルズ」
會談

七月十五日四調ニ接シタ。然シソレハ提出スルニ至ラスシテ談判中絶ノ形ニナツタ來タ。

七月十八日「ウエルズ」總務長官代理ヲ往訪。巴余馬運河附近ニ在ル日本國船ノ運河通行ニ關シテ好意的取計ヒヲ要求シタ處、岡次官ハ右ハ國防上ノ見地ニ基ツキ無制限テアル旨返答シタカ岡祥備取調ヘノ上御返事スル旨答ヘタ。

東京ニ於ケル收發、日本國防上ノ地位ニモ普及シタカ次官ハ、日本ノ平和關係ハ九十年ニ達シテ居リ之ヲ河トカ維持シタイモノテアルト云フコトヲ話シタ。

七月十九日豐田新大返ヨリ協力相成り度旨ノ御談話カアツタカラシテ余ハ微力ヲ盡シテ贊助致スヘキ旨御返事申上ケタ。

(日本標準規格B5)

129

312

外務省

128

七月二十
二日「ウ
エルズ」
會談

1834

極致度ク、余ニ對シテ至急新内閣ノ御方針ヲ指示願ヒタイ。余
モ起死回生ノ境リニテ十二分ノ努力ヲ以テ履キ覺悟テアル。

七月二十二日「ウエルズ」商務長官代理ト會見、我方商務部御印進駐
ハ長スルニ歐州ノ安全ト經濟上必要不可欠ノ理由ニ指ケルモノナリ
余ニ各商ニ於テ「エムバーゴ」ノ行ハルル形勢ニ於テ、日本ガ獨
リ座シテ成ブル程度ヲ採リ難イ旨ヲ懇々説明シ、御印問題ノ新閣ニ
依レバ既ニ「ヴィシー」政府トノ間ニ牛和理ニ進行スルノ見込アリ、
今暫ク形勢ヲ見ツレ餘リニ平急ナル結論ニ到ラセザレサルコトコソ
望マシイ、油ノ禁輸ガ日本ノ國民感情ニ一大刺戟ヲ與ヘルコトヲ部
ル、日米交渉ニ付テハ新内閣千前内閣同其ノ成立ニ熱心ナル旨ヲ
述べ、處同長官代理ハ、若杉公使ニ就ベク所ハ今日之ヲ繰返サナイ

外務省

(日本標準規格B5)

132

315

127

1834

第一歩ト認ムルカラデアル。富國ノ海軍ヲ少減ガク認ムルヤウデア
ル。日本ガ一面日米關係ヲ實物トナス反面増進ノ策ヲ立テ居ル、
歐州長官ノ如キハ欺サレテ居ルト云フ非難キアル事有テアル。而シ
テ米國政府ニ返スル傳報ハ我方眞意ヲ達ハシムルモノ多ク、其ノ誤
キ誤者ナルモノハ、余ノ交渉ハ東京ニ於テ成敗サルベシトカ、或ハ
日本ガ權輿部ニ對シ日米兩交關係ハ南進準備完成迄ノ諒解ナリト云
フ說明ヲ與ヘタルナドデアル。之等ノ傳報ニハ嚴密責任者千瀬ク耳
ヲ聞ケ出スニ至ツタト云フ説キアリ、要スルニ交渉進行中ニ日米雙
方ニ之ガ反對運動アリ、又第一歐州ノ策動キアリタルニ相違ナク勞
今ヤ益々難シイ形勢ニアリ、取テハ一面米國大使ニ報ヲ失セズ日
本ノ日米兩交關係ニ對スル嚴重ト、御印進駐ノ眞意ヲ御披露相成ル

外務省

(日本標準規格B5)

131

314

130

七月三十日
日一ウエ
ルズト
會談

七月二十八日
八月一日
エルズ
ト會談

1834

七月二十八日、龍出丸榮港々外ニ止マリ入港セヌ、仍テ資金凍結令
ト出入港ノ關係ニ付、政府使官代理ヲ訪問會談シタ。余ヨリ茲下ハ
日米兩國ノ平和ハ過去九十年来運轉トシテ續キ一層キ破レタコトハ
ナイト言ハレタガ、今兩國ガ欲リツツアル政策ニ對シテ何トカ和協
ノ道ヲ發見シタケレバ洵ニ危濼ノ方同ニ向ヒツツアル感シニ甚エリ
イ。之ヲ避クルニ足ルニヌチーツマンシツブレノシトヤバ之人願ニ
對スル大罪デアルト云ツタ處、氏ハ過日大城論ノ提案トシコトハ願
ニ重大ナル點デアル旨語ツタカラ、余ハ今日ハ更ニアノ點ヲ詳細ニ
報告シテ置イタト挨拶シタ。

七月三十日一ウエルズ、商務使官代理ノ求メニ依リ往訪、一ウエ
ズ、ハ在暹羅米穀運送一ツツイラ、就糧穀ニ關シ書キ物ヲ手交シテ

外務省

(日本標準規格B5)

134

317

129

1834

ガ、要スルニ員使ト「ハル」長官ノ會談ヲ一頁セル精神ト印ニ到
スル日本ノ道方トハ南立シ雖イ、米國チ、英國チ印ヲ攻撃スルコ
トハナイ、「ヴィンシー」政府ノ屈服ハ「ヒットラー」ノ強盛ニ依ル
チノト思フ、日本ハ佛印ヲ足場ニシテ更ニ南進スルチノト認メラ
且米國政府ハ過去多年ノ間末夕早急ナル結締ヲナシタコトハナイ。
要スルニ日本ノ政策ニ從ツテ道方ハ動クニ逃ギナイト述べ、又「ハ
ル」長官ハ近イ中ニ歸ルデアラウトノ語ガアツタ。

外務省

(日本標準規格B5)

133

316

132

1834

「ウエルズ」國務長官代理ハ大統領ト打合せタ上新聞記者ニ對シ案件解決ノ旨發表シタ。

此ノ日對日大統領ノ旨ハレタ佛印中立ノ提案中ニ泰西ヲモ人レ度旨ノ語ガ「ウエルズ」ヨリアツタ。

八月二日龍田丸ノ出港ニ付テ「ウエルズ」國務長官代理ヲ往訪、其ノ際東京ガ日米諒解ヲ欲スルコト益々明テアルガ、大統領ノ提案ニ對シテハ未ダ返事ニ接セザル旨説明シテ置イタ。

八月六日「ハル」長官ヲ私邸ニ往訪ス。佛印進駐ニ關聯シテ御訓令ノ趣旨ヲ体シ詳細説明ヲシタ上別紙ノ如キ英文ノ提案ヲナシタ。長官ハ此ノ提案ハ後刻檢耐スベシトナシタル興味ヲ示サズ、提案ヲ離レテ自分ノ所感ヲ申上クレバト斷ハリ、總々日米關係ニ關スルコ

外務省

(日本標準規格B5)

136

319

131

1834

七月三十一日
「ウエルズ」
會議

大統領ノ命ニ依ルトテ「バネー」號事件ノ時、日本政府ノ保障カアルコト、日本軍部ハ斯カル爆撃ノ權能アルモノナリヤ、「ツツイヤ」號及米大使館ハ對岸ノ「バーフティ、ソーン」ニアリト強調シタカラ、余ハ長官代理ガ餘リ大真面目ニナリ居ルヲ以テ寧ロ之ヲ輕ク取扱ヒ、斯カル出來事ハ戰艦ノ甚ニ於テハ有り勝チデアル、汝方ニ於テ軍艦爆撃ヲ止メルカ、貴方ニ於テ大使館、砲艦ヲ非ニ移スニ非ザル以上、斯カル過失ヲ絶無ナラシメ難シト答ヘ寧ロ小事件トシテ取扱ヒ、兎ニ角政府ヘノ報告ヲ約シタ。

七月三十一日「ウエルズ」國務長官代理ヲ往訪「ツツイヤ」號事件ニ對スル帝政府ノ見解流ニ其ノ釋明ヲナシ、其ノ點之ヲ解決出來ズンバ余ハ直傍大統領ニ面會スベク、其ノ仲介ヲ頼ンデ辭去シタ。

外務省

(日本標準規格B5)

135

318

134

八月八日 1834

八月八日國務長官ヲ往訪。長官ハ六日ノ我方提案ニ對スル返答ヲ交
 付シタガ、之ハ大抵領ノ申セシ趣リデアツテ一步モ讓步シテ居ラナ
 イ。向御訓令ノ趣旨ヲ強ク述べタ上、布告ニ於ケル兩國首腦部ノ會
 談方提議シタ處、長官ハ、自分カ「ホリイット・サルフアー」ニ據據
 中日本政府ハ武力行使ノコトニ決定シタル旨ノ報告ニ據シテ居ツタ
 ガ、其ノ便ソレガ其ノ通り實現セラレツツアリ、其ノコトハ貴大使
 ト商合ツテ居タ所ト矛盾シテ居ツテ、日本ノ政策ニ變更ナキ限りハ
 商合ノ根據ナシト誓フカラシテ、國牒ノ「パレンタイン」ニ付テ全
 ノ島更ニ其ノ意圖ヲ確カラシメタ處國ジコトヲ探悉シテ、武力ヲ行
 使スルコトト太平洋ノ平和ヲ維持スルコト云フ政策ハ兩立シナイ。日
 本ハ願リニ包圍政策ヲ行ハセフレルガソレハ當ラントテ不平ノ實業

外務省

(日本標準規格 B5)

138

321

133

1834

トヲ述ベタガ、要スルニ余ハ長官トノ關係ハ別トシ、其ノ後日本ノ
 次々ノ行動ヲ見ルニ及ンテ深ク失望セサルヲ得ナイ。日本ガ武力ニ
 依ル征服ヲ止メサル以上商合ノ基礎ガナイ。日本當局ガ米國ノトス
 所ヲ以テ包圍政策ナリト云フ試リ日本ニ期待ヲ懸ケル何物モナイ。
 吾人ガ平和ニ生活ヲナサントスルニ當リ、「ヒットラー」ハ自衛ト
 稱シテ其ノ進路ニ對シ邪魔ニナルモノハ悉ク之ヲ叩キ潰スカ如キ道
 方ヲナスト云ツテ暗ニ日本ヲシタ。最早帝國ノ鞏固ヲ彼等ニ諒解
 セシムルコトハ困難ナルヤウニ感ジタ。又米國政府ハ如何ナル態度
 ニモ對處ノ腹ヲ決メテ居ルヤウニモ思ハサレタ。

外務省

(日本標準規格 B5)

137

320

136

八月十三日
日會議

1834

貴電ノ御趣旨、大統領ノ通事ヲ依テ徹底ニ努力致スベキニ屢次ノ往
 電ニテ申進ヤレ通リ、日本カ現在ノ政策ニテ進ム限リ米國ノ政策ニ
 一貫シテ進メラルベク、我カ海軍部進駐ハ日本ノ政策、方向ヲ決
 定的ナラシメタト警報シテ、日本政府ノ態度、此ノ點大統領モ極務
 長官ト同ジ考ナリニ鑑ミ先方ヲ動かスコト困難ナルヤウニ思ハル、
 従テ來ルベキ本使ト大統領ノ會見ニモ期待ヲ懸ケ難ク、實方ニ於テ米
 國ノ政策ヲ變更シムルカ如何等カノ手續ヲ御考究相成ルニ非ザ
 レバ、局面打開ハ困難ナリトモフ。

八月十三日午後長官ノ招キニ依リテ、右ハ會金陳述トハ關係ナキ、國人ニ關スル
 ニ關スル諸事ヲ交付シテ、右ハ會金陳述トハ關係ナキ、國人ニ關スル
 モノデアルト云フカラ、余ハ國人ニ對スル謙カクハ相對的トナリ

外務省

(日本標準規格B5)

140

323

135

八月九日
ノ電報

1834

ヲ畏ラシキ。仍テ余ヨリ米國ハ國防上極メテ安全ナル地位ニ在ルニ
 拘ラス向也々ノ危險ヲ口實ニ國防ノ充實、兵役期限ノ延長、増強等
 シヤリ、之ヲウマク國民ニ説明シツツアルト同ジク、日本ハ今日ノ
 危險ニ對シ國民黨國ノ爲ニモ必安ナリト述ベタ。

此ノ數次ノ會談ニ依リ余ハ安スルニ米政府ノ王族ハ日本ニ於テ武力
 行使ヲ止ムルナラバ初メテ會合ヲスルト云フニアル。其ノ由米政府
 ニ於テ退却スルトモ思ハレシカフシテ、我カ政策ニ疑見ナキ限り最
 早商ヲ起ムル所地ナシトノ印象ヲ持タノテ早速此ノ旨東京ニ電報ス
 ルト共ニ、東京ニ於テモ必安ニ進シテ「グルー」大使ヲシテ収次カ
 シメルコトモ御考究相成リ以テト爾旨シテ置イタ。

外務省

(日本標準規格B5)

139

322

138

八月十六日
日會談 1834

八月十六日午後國務長官ヲ往訪シタ。ソレハ英米兩巨頭ノ會談ニ關
連シテ、英國ハ米國引込ニ努力シ又極東ニ於ケル對日不安ハ主トシ
テ米國ヲ利用スルコトニ依ツテ之ニ對スル。又米國ハ英ノ戰爭目標
ヲ明カナラシメテ其ノ野望ヲ抑制セントシタモノデアツテ、「アト
ランチック、チャーター」ナル共同聲明ハ將ニ米ノ希望ヲ多分ニ盛
リアルモノデ、英トシテハ寧ロ不利トスル所デアルト云フ情報ニ接
シタノデ、大統領歸華ニ先立チ我方カラ何トカ米政府ニ對シテ手ヲ
打ツテ置ク必要ヲ認メテ往訪シタル次第アル、段々ノ御訓令ノ趣
旨ヲ体シテ、國交調整ノ必要ヲ諒ヘタ處、長官ハ從來ノ應酬ヲ繰返
シ、貴使トノ間デハ平和ノ方法ヲ以テ解決ヲ計ルニアツタカ、茲ニ
「メリタリー、ドマネーション」ノ實行ヲ見ルニ至ツタト云フカラ

外務省

(日本標準規格B5)

142

325

137

1834

ソツアムカ、斯カハ「ピンフリーキング」ハ大變ニ影響ナク面白カ
ラサハ次第ナルヲ以テ相互ニ中止スベキモノト想フト西ノナニイ
尚長官ハ取極難難ハ再議ヲ云々シテカカシテ、尙ハ叔力立場ヲ說明
更ニ彼ハ余ニ對シテ過未雜府ニ信ヲルルヤト尋ネタカ、其ノ頃米國カ
ヲ例考カノ申出アムヤノ印象ヲ待タ。

外務省

(日本標準規格B5)

141

324

REEL No. A-0300

アジア歴史資料センター

140

1834

盟共榮國ト云フガ、之ハ決シテ征服ヲ企テルモノナハナク、善隣友
 好、共存共榮ヲアル、貴國ノ善隣政策ト多ク異ルモノナハナイト申
 シタ處、長官ハ多少首肯スルカノ如ク、米國ハ凡テノ事ニ對シ平等
 ノ地位ヲ求メ決シテ武力ハ用ヒナイト言フタ。余ハ日本國民ハ外部
 ヨリ壓力ヲ加フレバ加ヘラレル程、益々反 便化スルガ、然ラザル
 場合ハ日本人ノ常識ハ自ラ調整ノ道ヲ見出スト言フタ。庭園蔵ノ様子
 デアツタ。

兩國首腦ノ會談ニ關シテハ、日本ニ於テ首腦方出場ノ決意アルコト
 ハ、之成算アリ、成功ヲ期スルガ故ナリト思フガ、米連政府ニ於テ
 ハ依然不可能ト認メタル次第ナリヤト問ウタ處、長官ハ、之ハ未
 ダ自分ノ所限リテ上ニ報告シテ居ラナイガ、貴使ニ於テ十分ノ見込

外務省

(日本標準規格B5)

144

327

139

1834

シテ、余ハ併年ラ此ノ機ニ放置シテハ其ノ前途知ルベキノミデア
 太平洋ノ戰爭ハ巷間傳フルガ如キ簡單ナモノデハナイ、歴史上先例
 ナキ大舞臺ノ戰爭デアツテ、米國ガ富ミ、日本ガ貧ナルガ故ニ勝敗
 ガ決スルノデハナイ、之ハ數年ニ亘ル消耗戰トモナリ、兩國ハ何等
 得ル所ナカルベシ、兩國ノ政治家ハ夫々自國ノ「ホツト、ヘツド」
 ノ說ニ盲從スベキモノデハナイト思フ。

今ヤ此ノ戰爭ニ對スル第三國人ノ救済モ多イカラ油斷シテハナラン
 ト申シタ處、長官ハ共鳴ノ態度ニテ第三國ノ運動ヲ肯定シ、貴國ニ
 モアルガ當國ニモアルト言フタ。「ミリタリー、ドミネーション」
 ニ關シテハ余ハ強ク之ヲ反駁シテ、日本ハ皇室ヲ中心トシタ二千六
 百年ノ歴史ヲ有スル國家デアアル、戰ノ爲ニ戰フヤル國デハナイ、東

外務省

(日本標準規格B5)

143

326

142

1834

チ大反對ヲ受クルニ相違ナイ、併シ若シ此ノ會談が成功シ太平洋ノ
 平和ヲ維持スルヲ得バ、國民ハ初メテ其ノ結果ニ満足スベク、自分
 ノ如キモ此ノ問題ニ多少盡力シタルヲ以テ生甲斐アリタリト満足ス
 ベント申シタ。

外務省

(日本標準規格B5)

146

329

141

1834

ヲ持タルルナラバ「ホワイト、ハウス」ニ取次イテモ直シイト申シ
 先日來ト興ル返答ヲシタ。
 長官ハ更ニ進シテ現在ノ狀況ヲ如何ニ見ザルヤト余ニ問ウタカテ
 此ノ處放任スレバ危險ト感スルト答ヘタ。
 而シテ八月十七日(日曜日)大統領トノ會見トナツタ。
 八月二十日某閣僚ト會見、氏曰ク、大統領ハ郵傳早々日米兩巨頭會
 談ニ願スル提案ヲ國務省カテ取上ケテ、直接貴大使ニ應酬シタコト
 ハ前例ナキコトデアルト語ツタカテ、余ヨリ、日本政府ガ此處迄進
 シタコトハ大英新デアルト申シタ處、氏ハ大統領ニ於テモ亦大英新
 デアル。第一、復令正當ノ根 ナキニセヨ今日ノ如ク當國ノ反日強
 氣力横溢シ、議會ノ空氣モ亦然ル時、若シ之ガ稍洩スルニ於テハ解

外務省

(日本標準規格B5)

145

328

144

八月二十七日

1834

尙油ノ資金解除ニ旨及シタ處、之ハ大蔵省ノ所管ニシテ英國差リノ
 便度ト照應シテ決セラレハモノデアルトテ、日英間ノ通ノ模様ヲモ
 尋ネタ。

同日内長長官ニ國會、日本政府ハ出來得ル限り速カニ此旨ヲナシ、
 又旨照會前見ヲ早日ニ實現ノ心算ヲ以テ準備中デアルトコトヲ申出テ
 御訓令ニ從ヒ兵部科會談及文部省稅務送達地方ニ旨及シタ處、其後
 科會談ハ返事ガナク、後者ニ付テハ笑ヒ乍ラ今朝同休日中並立條約
 ヲ指摘シタ。尙長官ハ御申出ノコトハ大統領ニ報告スベシト申シタ。

八月二十七日國務長官ヲ往訪御訓令ノ趣旨ヲ證シテ首相「メツセー
 ス」寫ヲ手交シ貨箱第五〇三號ノ要點ヲ口述シ（英譯未完成ナルヲ
 以テ）本會見ノ重要意點ヲ庶々申述ベ余ト大統領ト直接會見方ヲ佳

外務省

(日本標準規格B5)

148

331

143

八月二十三日

1834

八月二十三日（土曜）國務長官ヲ往訪。余ヨリ其ノ中東京ヨリ訓令
 アリト期待スル旨申シタ處、長官ハ、日本政府ハ國內ノ形勢主眼者
 ヲ押ヘ待ルヤノ疑問ヲ設ラシ、且貴使ト自分トノ非公式會談ニ關シ
 テハ大統領ト自分ハ全然意見一致シ、大統領カ進行ヲ命ジテ彼處起
 來タノデアアルカ、之ヲ今日ノ現狀ニ應スルヤウ若干修正ノ要アリト
 申シ色々内外ニ對スル自己ノ苦心ヲ云々シタ。余ヨリ日本側ニ於テ
 モ同様、責任者カ太平洋平和ノ爲難關スルニハ自己ノ生命ヲ犠牲、
 トスル覚悟ヲ與スト述ベテ置イタ。次ニ滿洲國飛行機ノ輸送及軍需
 用品結集カ日本近海ヲ航行スルハ我方國民感情ヲ刺戟スル旨語ラシタ
 處日英間ノ條約ニ旨及シ「ノン、コミツタル」ノ返事ヲシタカラ、
 余ヨリ此ノ事ハ私職ニモ注意シアリト申シタ處之ハ何處シテ居ツタ。

外務省

(日本標準規格B5)

147

330

146

1834

ハ船ヲ踏張リ、船ノ在リナイコトカアツタナラバ、其ノ般モ變テス
 ベキ船氣ヲ來スヨフシテ岸メ入能ノ船ヲ使メテ上ルカ、船氣ノ
 會見トナレバ之ヲ取換ルニ決定スル形式ト數日イ。大船從來ノ船ヲ
 「アツフ、ツト、デイト」ニナス要カアムカ、米船供ニ使テハ又ハ
 出處ハ重裝ナ出處ノ一デアムカク之ヲ能レテ日本國交際船ハ日船
 ト取返シ申シ、日本ハ船ニ支那國ノ新造シト書ハレムカ、米船供ト
 シテハ轉送シ申セシ遊リ、日本國交ワ即船スルト其ニ米支那係ニ
 影響ヲ來スコトヲ欲シナイ、米船政府ノ行爲ニ依リ支那ガ影響スル
 カ如キコトアムラ蓋マナイ、從テ日支交渉ノ原由ハ之ヲ承知シ支那
 ヲシテ納得セシムルヲ要スル次第デアム。結局此ノ問題ハ日支關係
 平和ヲ來シ、之ニ英國モ、露國モ協同セシムルヲ要スル次第デアム

外務省

(日本標準規格B5)

150

333

145

1834

八月二十
八日會談

駐シタ使節船邊學スヘキ回答ヘタ。
 會談ノ由余ヨリ長官ニ對シ「ナヤオナム」演説ハ有益ナリシ旨申シ
 タ。長官ハ自分ハ新聞記者トノ海關ニ關係ナムコトヲ述べ、「ナ
 ヤ」ナルノ船氣ヲ云々シテ答フタ。
 尙東京ニ於ケル新聞記者等ニ復シテ、積極主義者、並船氣者カ船ヲ
 使スルカ如キ長官ヲ申シタカフハ余ハ遺憾ニ思フ、船氣ニ對メテ船
 イタ。
 同日夕刻更ニ往幼館醫官文ヲ手交暫ク會談シタ。
 前シテ翌二十八日大船供トノ會見トナツタ。
 八月二十八日大船供ト會見當夜「ハム」長官ヲ往リシ船氣其ノ他ニ
 付テ長時間會談セムル、俄ノ云フニハ、兩國首領會見ノ上一方カ取

外務省

(日本標準規格B5)

149

332

148

九月一日
1834

九月一日、海軍提督、佐伯、提督ハ太平洋平和維持ハ遂メテ必要ナル
 カ、近衛内閣ハ武備政策ヨリ一転シテ平和政策ニ傾倒スルニ於テハ
 輿論ノ反對、爲漏却、除根ナクサルハ其モアリト認メ、遂ニ「ハル」
 又之幸、激怒、内外ヨリ注進セラルル懸ナリシヲ以テ、余ヨリ、近
 衛公ノ地位、以テ且首相トシテ兼官有、首見ヲ發行セントスルニ
 ル以上、漸カニ激怒、遂ニ漏用ナルコトヲ表明シ、遂ニ「ハル」
 日本ノ「ハル」大使ヨリ逐一報告アリタルモ、如ク、日本政府
 ニ於テ其ノ副官ニ依リ輿論及有力政治家、軍人ヲ指導セフレ、平和
 政策ニ共鳴セラルルコトヲ冀マンヤコト、又サウヤナルナラバ本
 國ハヤリ易クナルト申シ、更ニ其ノ提督ハ、支那ハ平和ヲ欲シ
 且支那人ハ日本ニハ其ノ中必ス武備内閣出現スルモノト認メ

外務省

(日本標準規格B5)

147

1834

ノア、米國政府トシテハ困難ナル大仕事ヲアルト述ベタリ
 支那ノ撤兵ニシテハ余ヨリ英米申シ以外何等所ナコトナント
 存ヘ、又自衛權問題ニ付テモ從來ノ調停ヲ極力シタル後、但シ近衛
 公ニ於テ自ラ出馬ヲ決心サルル以上、之等ノ點ニ於テ詰言ヲ以テ
 成算アルモノト余ハ信スルト言フタリ、
 「ハル」ハ從來ノ言合ヲケ
 ニテハ款目アルカフ諸國政府ノ難タル處向テ承知政便イト申シテ
 次ヲ首領意見ノ話通リタル場合ノ事務方面ノコトヲ論セ余ヨリ語ソ
 タリ、副官提督ハソレ等ノ點ハ大使館ト話スベント申シタリ
 余ノ私見ヲ以テスレバ、案スルニ提督ハ提督ノ困難ナル態度ヲ取リ
 大綱ニ付テ雙方ノ意見ヲ略々一致トシテアル限リハ、首領提督
 連ビニ至ラザルベント思科ナリ

外務省

(日本標準規格B5)